

デンマーク

意匠規則

2001年9月18日改正

2001年10月1日施行

目次

第1部

第1条 意匠出願

第2条 出願内容

第3条

第4条

第5条 優先権

第6条

第7条

第8条

第2部

第9条 出願の処理

第10条

第11条 補足的審査

第12条

第3部 登録及び公告

第13条 登録

第14条

第15条 公告

第16条

第4部

第17条 意匠登録簿

第18条

第5部

第19条 行政審査

第20条

第21条

第6部

第22条 出願及び登録の分割

第23条

第7部

第24条 その他の規定

第25条

第26条

第27条

第8部

第28条 施行規定

附則 1 ロカルノ協定に基づく意匠分類一覧

第1部

第1条 意匠出願

意匠登録出願は、特許商標庁に対してしなければならないが、出願様式は特許商標庁から無料で入手することができる。

第2条 出願内容

- (1) 出願には、次に掲げる事項を表示しなければならない。
 - (i) 出願人の名称又は会社名及び出願人の郵便宛先
 - (ii) 出願に係わる意匠を表す複製及び必要な場合は、第4条の規定によるひな形(意匠法第13条(3)参照)
 - (iii) 意匠の使用に係わる製品の明細(製品明細)
 - (iv) 製品のクラスであって、意匠の国際分類に関するロカルノ協定に基づいて分類されたもの(附則1参照)
- (2) 出願には更に、次に掲げる事項を表示しなければならない。
 - (i) 出願人が優先権を主張する場合は、意匠法第16条の規定に基づく優先権の請求並びに本規則第5条及び第7条の規定による情報
 - (ii) 出願人が代理人によって代理されている場合は、代理人の名称又は会社名及び代理人の郵便宛先、並びに委任状。ただし、委任状については、代理人が特許商標庁に対して、出願人を代表する権限を有する弁護士(solicitor)又は商標代理人若しくは特許代理人であるという理由により、委任状が不要である場合を除く。
 - (iii) 1又は2以上のデザイナー(訳注：創作者と思われる)を意匠登録簿に登録することを請求する場合は(意匠法第13条(4)参照)、デザイナー(デザイン・グループ又はデザイン会社を含む。)の名称及びデザイナーの郵便宛先
 - (iv) 意匠登録が、共同で行動する複数の者によって出願され、それらの者が1の代理人によって代理されていない場合は、特許商標庁からの通知を出願人全員を代表して受領する権限を付与されている者についての情報
 - (v) 出願人が、意匠法第18条最終文の規定に基づく延期を請求する場合は、登録に関する公告の延期を求める期間についての陳述
 - (vi) 保護の対象が色彩付の意匠である場合は、その意匠が色彩付で登録されるべき旨の陳述

第3条

- (1) 願書及び願書の添付書類は、デンマーク語、ノールウェー語又はスウェーデン語で作成しなければならない。特許商標庁は、製品の明細をデンマーク語で作成するよう要求することができる。
- (2) 願書又は添付書類が(1)に規定した言語以外の言語で作成されている場合は、翻訳文を提出しなければならない。当該翻訳文は、宣誓した翻訳者によって証明されているか又は特許商標庁が必要と考える他の方式で証明されていなければならない。
- (3) 特許商標庁は、翻訳文についての要求を放棄することができる。

第4条

- (1) 複製は意匠のみを表すものとし、写真又は図面とすることができる。複製は、必要な場

合は異なる寸法であって、白黒印刷に適したものでなければならない。意匠の複製は、A4 用紙により 2 部提出しなければならない。

(2) 色彩を付して意匠の登録を求める場合は、それに係わる複製は、意匠権の適用対象である色彩を示していなければならない。

(3) 出願人が意匠のひな形を提出する場合は、ひな形は、何れの方向における寸法も 40cm を超えてはならず、また、その重量は 4kg を超えてはならない。ひな形は、耐久性を有するものでなければならない。また、危険な材質で作成されているか又は危険な材質を含んでいてはならない。

(4) 出願が複数の意匠に係わっている場合は(意匠法第 15 条参照)、個々の意匠について個別の複製を提出しなければならない。複製及び該当するときは、ひな形には、各意匠についての連続番号を明記しなければならない。個別の 1 意匠について 2 以上の複製がある場合は、前記の番号には、各複製についての文字を付記しなければならない。

第 5 条 優先権

(1) 意匠法第 16 条(1)から(3)までの規定に基づいて優先権を主張する場合は、その旨を出願に明記しなければならない。特許商標庁に出願をした後では、優先権を主張することができない。

(2) 優先権の主張には、優先権の主張が何れの日から及び何れの国からのものであるかについての情報を含めなければならない。かつ、主張する出願の番号を記載しなければならない。当該情報は出願日から 1 月以内に、特許商標庁に提出しなければならない。出願人が前記の情報を前記の期限内に提供しなかった場合は、優先権を取得することができない。

(3) 特許商標庁は主張された優先権について、元の出願を受領した当局による証明書を提出する形式で、その証拠を提出するよう要求することができる。当該証明書は、元の出願の出願日及び出願人の名称又は出願人の会社の名称を記載していなければならない。特許商標庁は、前記の当局からの、その意匠に係わる願書及び添付されていた複製についての認証謄本も要求することができる。出願人が所定の期限内に所要の証拠を提供しなかった場合は、優先権を取得することができない。

(4) 優先権の取下は、別途に文書を提出することによって行わなければならない。

第 6 条

(1) 出願が、意匠法第 16 条(1)から(3)までの規定に基づく優先権の基礎を形成するためには、その出願はそれに係わる意匠が開示された最初の出願でなければならない。

(2) ただし、出願は、意匠が開示された最初の出願でない場合であっても、次に該当するときは、優先権の基礎として主張することができる。

(i) 後の出願がされたときまでに、最初の出願が、それに係わる意匠が公衆の利用に供されることなく、取り下げられ、棚上げされ又は拒絶されていること

(ii) 最初の出願が、存続している如何なる権利の基礎をも形成していないこと

(iii) 最初の出願が、優先権主張の基礎として使用されていないこと、及び

(iv) 後の出願が、最初の出願の場合と同じ官庁に対して、かつ、同一の出願人又は同一の出願人の法律上の承継人によって行われていること

第7条

(1) 意匠法第16条(4)の規定に基づいて優先権を主張する場合は、その旨を出願に明記しなければならない。特許商標庁に出願をした後では、優先権を主張することができない。

(2) 優先権の主張には、出願に係わる意匠が展示された博覧会及びその意匠が当該博覧会において最初に展示された時に関する情報を含めなければならない。当該情報は出願日から1月以内に、特許商標庁に提出しなければならない。出願人が前記の情報を前記の期限内に提出しなかった場合は、優先権を取得することができない。

(3) 特許商標庁は主張された優先権に関し、博覧会の所管当局による陳述書を提出する形式で、その証拠を提出するよう要求することができる。出願人が所定の期限内に前記の証拠を提出しなかった場合は、優先権を取得することができない。

(4) 優先権の取下は、別途に文書を提出することによって行わなければならない。

第8条

出願が2以上の意匠に係わっている場合は(意匠法第15条参照)、同法第16条の規定に基づく優先権は、その出願に含まれている1又は2以上の意匠について主張することができる。

第2部

第9条 出願の処理

意匠登録出願人が、意匠法第13条(5)によって定められている手数料を納付した場合は、特許商標庁は出願についての処理手続を開始する。

第10条

(1) 特許商標庁は出願に、出願番号及び出願日を記載しなければならない。出願書類が提出されたときに、意匠の複製又はひな形が添付されていなかった場合は、その出願に関しては、特許商標庁が意匠の複製又はひな形を受領するまで、出願日は与えられない(意匠法第14条(1)参照)。特許商標庁が所定の期限の満了前に、複製もひな形も受領しなかったときは、その出願は拒絶される。

(2) 特許商標庁が所定の期限の満了前に、意匠を表す印刷に適した複製を受領しなかった場合は(本規則第4条参照)、それに係わる出願は拒絶される。

(3) 出願が2以上の意匠に係わっている場合は(意匠法第15条参照)、それら全ての意匠に同一の出願番号及び出願日が与えられるものとする。

第11条 補足的審査

(1) 特許商標庁が意匠法第17条(2)の規定に従って行う補足的審査には、既存のデンマーク意匠登録及び係属中の出願に関する調査を含める。当該調査はまた、該当する出願の出願日前5年の間に取り消されたデンマーク意匠登録をも対象とする。特許商標庁が、その意匠の保護について重要性を有する可能性のある他の事実についての知識を有する場合は、これらの事実も、意匠の補足的審査に含まれるものとする。

(2) 出願が2以上の意匠に係わっている場合は(意匠法第15条参照)、特許商標庁による補足的審査は、補足的審査の請求書に記載されている意匠のみを対象とする。

第12条

(1) 特許商標庁は出願人のために、本規則第11条の規定に基づく補足的審査を基にして、報告書(調査報告書)を作成しなければならない。

(2) 補足的審査は、出願人に対する指針を目的とするものであり、登録を拒絶する理由とすることはできない。

第3部 登録及び公告

第13条 登録

出願が所定の要件(意匠法第18条第1文参照)に合致している場合には、特許商標庁はそれに係わる意匠を登録し、その意匠の所有者又はその代理人に登録証を送付しなければならない。出願が2以上の意匠に係わっている場合は(意匠法第15条参照)、それら全ての意匠に同一の登録日及び登録番号を与えるものとする。

第14条

(1) 特許商標庁が、出願された意匠に対して重要性を有する事項を発見しなかった場合は、出願人が登録の延期を請求した場合を除き、その意匠を直ちに登録しなければならない。登録は、2月まで及び特別な事情の場合は更に、延期することができる。

(2) 補足的審査中に、出願された意匠に対して重要性を有する事項が明らかになった場合は、その意匠は、調査報告書に記載されている日付から2月が経過したときに登録しなければならない。出願人が前記期限の満了前に、その意匠が登録されるよう請求しているときは、その意匠を直ちに登録しなければならない。前記期限満了前の如何なる時においても、出願人はその出願又は登録延期請求を取り下げることができる。

第15条 公告

意匠法第18条第2文の規定による意匠登録の公告には、次に掲げる事項を含めなければならない。

- (i) 意匠の所有者の名称又は会社名及び当該所有者の郵便宛先
- (ii) 出願人が代理人によって代理されている場合は、当該代理人の名称又は会社名及び当該代理人の郵便宛先
- (iii) 意匠を表す複製
- (iv) 製品明細
- (v) 意匠の国際分類に関するロカルノ協定に基づいて分類された製品に係わるクラス(附則1参照)
- (vi) 出願番号及び出願日
- (vii) 登録番号
- (viii) 意匠法第16条(1)から(3)までの規定に従って優先権が与えられている場合は、優先日並びに元の出願がされた国及び出願番号に関する情報
- (ix) 意匠法第16条(4)の規定に従って優先権が与えられている場合は、優先日及びその意匠が展示された博覧会に関する情報
- (x) 意匠登録簿に1又は2以上のデザイナーを登録するよう請求されている場合は(意匠法第13条(4)参照)、デザインに係わるグループ又は会社を含むデザイナーの名称及びデザイナーの郵便宛先
- (xi) 該当する場合は、提出されているひな形に関する情報
- (xii) 該当する場合は、意匠が色彩を付して登録されている旨の情報

第16条

(1) 意匠法第18条第2文、第24条(4)及び第33条(1)の規定による公告は、特許商標庁が発

行するデマーク意匠公報において行わなければならない。

(2) 意匠登録の更新についての公告(意匠法第 24 条(4)参照)には、登録番号及び登録期間の更新日又は満了日についての明細を含めなければならない。

(3) 特許商標庁は、意匠権に対して重要性を有する前記以外の事項に関する情報も公告しなければならないものとし、これにはライセンス、譲渡抵当、破産等(意匠法第 51 条(1)参照)を含めるものとする。

第4部

第17条 意匠登録簿

特許商標庁は、デマークにおいて出願された意匠及び登録された意匠についての登録簿を備えなければならない。

第18条

(1) 意匠登録簿には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- (i) 出願人の名称又は会社名及び出願人の郵便宛先
- (ii) 登録所有者の名称又は会社名及び登録所有者の郵便宛先
- (iii) 意匠を表す複製
- (iv) 製品明細
- (v) 意匠の国際分類に関するロカルノ協定に基づいて分類されたクラス(附則1参照)
- (vi) 出願番号及び出願日
- (vii) 登録番号及び登録日、及び
- (viii) 登録期間の更新日又は満了日

(2) 意匠登録簿には、次に掲げる事項も記録しなければならない。

- (i) 意匠法第16条(1)から(3)までの規定によって優先権が認められている場合は、優先日並びに優先権を正当化する元の出願がされた国及び出願番号に関する情報
- (ii) 意匠法第16条(4)の規定によって優先権が認められている場合は、優先日及び意匠が展示された博覧会に関する情報
- (iii) 出願人が代理人によって代理されている場合は、代理人の名称又は会社名及び代理人の郵便宛先
- (iv) 意匠登録簿に1又は2以上のデザイナーを登録するよう請求されている場合は(意匠法第13条(4)参照)、デザインに係わるグループ又は会社を含むデザイナーの名称及びデザイナーの郵便宛先
- (v) 共同して行動する複数の者によって意匠登録出願がされ、それらの者が1の代理人によって代理されていない場合は、出願人全員の代表として通知を受領する権限を付与されている者に関する情報
- (vi) 出願人が、意匠法第19条第3文の規定に基づく延期を請求している場合は、登録の公告を延期すべき期間についての陳述
- (vii) 出願が分離されている場合は(本規則第22条参照)、分割された出願の番号
- (viii) 登録が分離されている場合は(本規則第23条参照)、分割された登録の番号
- (ix) 出願が分割の結果である場合は(本規則第22条参照)、元の出願の番号
- (x) 登録が分割の結果である場合は(本規則第23条参照)、元の登録の番号
- (xi) 該当する事件に関して受領された資料(通信、通知、添付書類、ひな形等を含む。)及び納付された手数料に関する情報
- (xii) 出願人が色彩を付しての登録を請求していた場合は、色彩を付された意匠の登録についての情報
- (xiii) 訴訟における最終決定についての通知(意匠法第31条(1)参照)
- (xiv) 移転、ライセンス、譲渡抵当、破産等(意匠法第51条(1)参照)に関する情報
- (xv) 意匠権について重要性を有する上記以外の情報

(3) 特許商標庁が、(1)及び(2)に関する事情の変更についての届出を受領したときは、当該変更を意匠登録簿に記録しなければならない。

第 5 部

第 19 条 行政審査

(1) 意匠法第 25 条の規定による行政審査請求には理由を付さなければならない、また、所定の手数料を納付しなければならない。

(2) 事件の当事者は、請求書及びその後の書簡を特許商標庁に 2 部提出しなければならない。

(3) 行政審査請求が 2 以上の意匠を含む登録(意匠法第 15 条参照)に関するものである場合は、請求書には、特許商標庁に審査を求める意匠の数を指定しなければならない。

第 20 条

(1) 特許商標庁が同一の意匠に関して 2 以上の行政審査請求を受けた場合は、特許商標庁は関係当事者にその旨を通知しなければならない。

(2) 特許商標庁は、同一の意匠に関する 2 以上の行政審査請求を同時に処理することができる。特許商標庁が他の行政審査請求の処理をしている場合は、1 又は 2 以上の請求の処理を停止することができる。

(3) 登録が全面的に取り消された場合は、停止されていた行政審査請求は取り下げられたものとみなす。

第 21 条

行政審査請求に対する特許商標庁の決定は、その問題の当事者全員に通告しなければならない。

第6部

第22条 出願及び登録の分割

(1) 1の出願が2以上の意匠(意匠法第15条参照)に係わっている場合は、その出願に係わる出願人は特許商標庁に対し、その出願を2以上の出願に分割するよう請求することができる。分割請求書には、原出願の番号及び分割後の個別の出願に含まれるべき意匠に関する明細を記載しなければならない。

(2) 分割請求についての処理手続が終了したときは、分離された出願には独立した出願番号が与えられる。

(3) 分離された出願には、原出願と同一の出願日及び優先日が与えられる。

第23条

(1) 1の登録が2以上の意匠(意匠法第15条参照)に係わっている場合は、その登録に係わる意匠の所有者は特許商標庁に対し、その登録を2以上の登録に分割するよう請求することができる。分割請求書には、原登録の登録番号及び分割後の個別の登録に含まれるべき意匠に関する明細を記載しなければならない。

(2) 分割請求についての処理手続が終了したときは、分離された登録には独立した番号が与えられる。

(3) 分離された登録には、原登録と同一の登録日及び優先日が与えられる。

第7部

第24条 その他の規定

特許商標庁によって指定される期限は、特許商標庁が発出する通知書の日付から起算する。前記の期限は2月であるが、本規則に別段の定めがある場合又はそれより長い期限を正当化することができる特別な事情が生じたときは、この限りでない。

第25条

- (1) 特許商標庁に出願がされた後に受領される通信、通知、添付書類等は、デンマーク語、ノルウェー語又はスウェーデン語によるものとする。
- (2) 通信、通知、添付書類等が(1)に規定した言語以外の言語によって作成されている場合は、翻訳文を提出しなければならない。当該翻訳文は、宣誓した翻訳者により又は特許商標庁が必要と考える他の形式で証明されていなければならない。
- (3) 特許商標庁は、翻訳文についての要求を放棄することができる。

第26条

特許商標庁は、出願等の処理において必要なときは、その問題についての追加書類を請求することができる。

第27条

特許商標庁は、提出されたひな形(意匠法第13条(3)参照)の全てを登録期間終了後5年を超えない期間、保存しなければならない。ひな形の所有者が前記の期間にそのひな形の返却を請求しなかった場合は、特許商標庁は当該ひな形を破棄することができる。

第8部

第28条 施行規定

- (1) 本規則は，2001年10月1日から施行する。
- (2) 前記の日をもって，意匠の登録出願及び登録に関する1998年6月19日命令第377号は廃止する。
- (3) ただし，1998年6月19日命令第377号は，2001年10月1日前に登録された意匠及び特許商標庁にされた意匠出願の処理に関しては，引き続き適用するものとする(意匠法第60条(3)参照)。

附則 1 ロカルノ協定に基づく意匠分類一覧

- クラス 1 食料品
- クラス 2 衣料品及び小間物
- クラス 3 旅行用品，ケース，パラソル及び身の回り品で，他で明記されていないもの
- クラス 4 ブラシ類
- クラス 5 長尺繊維品，人造及び天然のシート状材
- クラス 6 家具
- クラス 7 他で明記されていない家庭用品
- クラス 8 工具及び金物類
- クラス 9 品物の運搬用又は取扱用の包装及び容器
- クラス 10 固定式時計及び携帯時計並びにその他の計測器，検査用及び信号器械
- クラス 11 装飾品
- クラス 12 輸送又は昇降の手段
- クラス 13 発電設備，配電又は変圧機器
- クラス 14 記録，通信又は情報検索用機器
- クラス 15 他で明記されていない機械
- クラス 16 写真用，映画用及び光学用機器
- クラス 17 楽器
- クラス 18 印刷機及び事務用機械
- クラス 19 文房具及び事務用機器，美術用具及び教材
- クラス 20 販売及び広告装置，標識
- クラス 21 ゲーム，玩具，テント及びスポーツ用品
- クラス 22 武器，花火用品，狩猟，漁猟及び害虫駆除用品
- クラス 23 流体供給装置，衛生用，暖房用，換気用及び空調用装置，固形燃料
- クラス 24 医療及び実験室用機器
- クラス 25 建築ユニット及び建設要素
- クラス 26 照明器具
- クラス 27 たばこ及び喫煙具
- クラス 28 医薬品及び化粧品，洗面室用品及び設備
- クラス 29 防火用，事故防止用及び救難用機器及び設備
- クラス 30 動物の世話及び扱いのための物品
- クラス 31 他で明記されない，食物又は飲物を用意するための機械及び器具
- クラス 99 雑